

平成 2 7 年

上尾市教育委員会 3 月定例会  
議案資料

## 目 次

### 議案第 1 1 号 資料 (平成 2 7 年度上尾市教育行政重点施策の策定について)

◇平成 2 7 年度 上尾市教育行政重点施策 前年度との比較表 -----	1
---------------------------------------	---

### 議案第 1 2 号 資料 (上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について)

◇通学区域変更に係る説明会 資 料 -----	7
◇上尾市立小・中学校通学区域に関する規則 新旧対照表 -----	1 2

### 議案第 1 3 号 資料

(上尾市社会教育指導員設置規則及び上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について)

◇上尾市社会教育指導員設置規則 新旧対照表 -----	1 4
◇上尾市公民館運営審議会規則 新旧対照表 -----	1 5

### 議案第 1 4 号 資料

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について)

◇上尾市教育委員会会議規則 新旧対照表 -----	1 6
◇上尾市教育委員会公印規則 新旧対照表 -----	2 1
◇上尾市教育委員会事務局組織規則 新旧対照表 -----	2 2
◇上尾市教育委員会傍聴人規則 新旧対照表 -----	2 3
◇上尾市教育委員会公告式規則 新旧対照表 -----	2 6
◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 新旧対照表 -----	2 7
◇上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則 新旧対照表 -----	2 8
◇上尾市教育委員会教育長職務代理者指定規則 新旧対照表 -----	2 9

### 議案第 1 5 号 資料 (上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について)

◇上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則 新旧対照表 -----	3 0
--	-----

### 議案第 1 6 号 資料 (上尾市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について)

◇上尾市社会教育委員会議運営規則 -----	3 1
------------------------	-----

### 議案第 1 7 号 資料 (上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の制定について)

◇上尾市立幼稚園利用者負担額について -----	3 2
--------------------------	-----

### 議案第 1 8 号 資料

(上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について)

◇上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程 新旧対照表 -----	3 3
--	-----

### 議案第 1 9 号 資料 (上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について)

◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程 新旧対照表 -----	3 4
---	-----

### 議案第 2 0 号 資料 (上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則一部を改正する規則の制定について)

◇上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則 新旧対照表 -----	4 2
--	-----

## 議案第11号資料

### ◆平成27年度 上尾市教育行政重点施策 前年度との比較表

平成27年度 上尾市教育行政重点施策（案）	平成26年度 上尾市教育行政重点施策
<p>「前文」</p> <p>上尾市では、平成23年3月「夢・感動教育 あげお」を基本理念とする上尾市教育振興基本計画を定め、教育行政の充実に努めてまいりました。この上尾市教育振興基本計画に基づき、毎年単年度の実行計画として「上尾市教育行政重点施策」を策定し、具体的な教育施策を明確にし、教育行政を推進しております。</p> <p>これまで「小・中学校校舎の耐震化」「小・中学校普通教室エアコン整備」「特別支援教育の充実」「夏期休業を短縮し、授業日5日間の増加」「学校ICT教育の推進」「上尾市学校安全マニュアルの改訂」「いじめ防止のための取り組み」「生涯学習基本計画の策定」「スポーツ推進計画の策定」「新中央図書館建設への取り組み」等、様々な事業を実施しております。</p> <p>平成27年度は上尾市教育振興基本計画の最終年であり、これまでの成果・課題を明らかにすると共に、これまでの取り組みを発展させる事が重要です。</p> <p>上尾市の教育のさらなる充実を図るため、上尾市教育振興基本計画における7つの基本目標とそれに位置づけられた施策に基づき、「平成27年度上尾市教育行政重点施策」を策定しました。今後も施策の実効性を高め、本市教育行政の充実・発展に努めてまいります。</p>	<p>「前文」</p> <p>我が国では、少子化の加速と更なる高齢化が進行し、人口減少時代を迎える中、経済、外交、そして東日本大震災からの復興など、喫緊の課題が山積しています。一方、教育を取り巻く環境においても、いじめや体罰問題、子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、更には、社会全体における規範意識や倫理観の低下など、解決すべき多くの課題があり、早急な対応が求められています。</p> <p>国においては、昨年6月にいじめ防止対策推進法が公布され、教育委員会制度が大きな課題とされる中、中央教育審議会から「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」の取りまとめが行われました。また、「自立」、「協働」、「創造」のキーワードのもと、第2期教育振興基本計画が策定され、教育行政は大きな転換期を迎えようとしています。</p> <p>上尾市教育委員会では、上尾市教育振興基本計画に定めた7つの基本目標とそれに位置づけられた施策に基づき「平成27年度上尾市教育行政重点施策」を策定しました。「夢・感動教育 あげお」の実現に向け、実効性を更に高め、今日的教育課題に的確に対応し、本市教育の充実・発展に努めてまいります。</p>

平成27年度 上尾市教育行政重点施策（案）

《基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成》

児童生徒の生きる力を育むため、アップスマイルサポーターや、中学1年生におけるアップスマイル教員の配置を行い、個々の児童生徒へのきめ細かな支援を推進し、充実した教育活動を通して、「確かな学力」の定着を図ります。

また、今後、更に進展する国際化・情報化、科学技術の高度化などの社会の変化に対応するため、外国語指導助手（ALT）の配置による外国語活動・英語学習のより一層の質の向上を図るとともに、日本語が理解できない児童生徒への必要な支援や学校ICT化の推進に取り組むとともに、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度を育てます。

特別支援教育については、すべての幼児・児童・生徒が、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶ機会を保障し、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進するとともに、インクルーシブ教育システム構築に向け、連続性のある「多様な学びの場」として、通常の学級、通級指導教室及び特別支援学級における学習環境を整備し、指導・支援の充実を図ります。

幼児期の教育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保小の連携を図りつつ、幼児教育の質の向上に取り組みます。

平成26年度 上尾市教育行政重点施策

《基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成》

児童生徒の生きる力を育むため、アップスマイルサポーターや中学1年生におけるアップスマイル教員の配置を行い、個々の児童生徒へのきめ細かな支援を推進し、充実した教育活動を行い、「確かな学力」を育成します。

また、今後更に進展する国際化・情報化、科学技術の高度化などの社会の変化に対応するため、外国語指導助手（ALT）の配置による外国語活動・英語学習のより一層の質の向上を図り、学校ICT化の推進に取り組むとともに、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度を育てます。

特別支援教育については、すべての幼児児童生徒が、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶ機会を保障し、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進するとともに、インクルーシブ教育システム構築に向け、連続性のある「多様な学びの場」として、通常の学級、通級指導教室及び特別支援学級における学習環境を整備し、指導・支援の充実を図ります。

幼児期の教育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保小の連携を図りつつ、幼児教育の質の向上に取り組みます。

平成27年度 上尾市教育行政重点施策（案）

《基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成》

豊かな心を育むため、道徳教育、人権教育、体験活動を充実するとともに、アップスマイル学校図書館支援員を配置し、子どもの読書環境を整え、「読書パスポート」を活用して一層の推進を図ります。

また、いじめや不登校などの教育課題に対応するため、幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携を一層強化し、家庭・地域と一体となった生徒指導を推進するとともに、生徒指導支援員や教育相談員を配置し、教職員と児童生徒の信頼関係を深め、児童生徒の心を支える教育相談を充実するなど積極的に学校をサポートする体制を整えます。

「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、策定された学校いじめ防止基本方針により、いじめの未然防止の取組として、担任が子どもたちの心理アンケート調査を活用し、児童生徒の学級への所属感や安心感を高め、いじめを発生させない学級経営を行います。近年のSNS等によるインターネットでのいじめを防ぐための管理体制を整え、いじめ防止に向けた環境づくりに取り組みます。

更に、いじめホットラインやホットメールにより、児童生徒・保護者等の緊急相談等に対応し、いじめの早期解消を図ります。

健やかな体の育成のため、学校保健活動や健全な食習慣形成のため、食育の充実、安心・安全な給食の提供に努めるとともに、児童生徒の体力の課題を明確にし、改善を図るため体力向上推進委員会や体育主任会での活動を通して児童生徒の体力向上に向けた取り組みを積極的に推進し、健やかな体を育成します。

平成26年度 上尾市教育行政重点施策

《基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成》

豊かな心を育むため、道徳教育、人権教育、読書環境、体験活動を充実するとともに、アップスマイル学校図書館支援員を配置し、読書活動の一層の推進を図ります。

また、いじめや不登校など今日的な教育課題に対応するため、幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携を一層強化し、家庭・地域と一体となった生徒指導を推進するとともに、支援員や相談員を配置し、教職員と児童生徒の信頼関係を深め、児童生徒の心を支える教育相談を充実するなど積極的に学校をサポートします。

平成25年度に策定した上尾市いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、各学校において、学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、学校生活に関する児童生徒向けアンケート調査を行い、児童生徒個々の状況を的確に把握し、いじめの根絶を図ります。

更に、いじめホットラインやホットメールにより、児童生徒・保護者等の緊急相談等に対応し、いじめの早期解消を図ります。

学校保健活動や食育の充実、安心・安全な給食の提供に努めるとともに、児童生徒の体力向上に向けた取組を積極的に推進し、健やかな体を育成します。

平成27年度 上尾市教育行政重点施策（案）

《基本目標Ⅲ 安心・安全で質の高い学校教育の推進》

質の高い教育を実現するため、学校経営の改善・充実や教職員の資質の向上に努めるとともに、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指して、教育課程を編成し、指導方法の改善に積極的に取り組みます。

学校安全マニュアル（防災編）を基にした安全管理・安全教育の充実、学校安全パトロールカー事業などにより、通学路等の安全対策の実施をし、児童生徒を災害・犯罪から守るための安全対策を講じます。

また、中学校校舎改築事業（上尾中学校改築）等を推進し、小学校、中学校の快適な学校環境整備を行います。

更に、学校ICT活用研修会、授業研究会等の実施により、ICTツールの有効な活用法について調査・研究するとともに、小・中学校の全普通教室に配置した大型モニタ及び小学校PＣルームに設置したタブレット型パソコンを効果的に活用した学校ICT教育を推進します。

また、経済的理由で、進学や就学が困難な世帯に対し、貸し付けや就学に必要な学用品費、修学旅行費や学校給食費等を援助することにより、経済的格差による教育格差のない教育を実現します。

平成26年度 上尾市教育行政重点施策

《基本目標Ⅲ 安心・安全で質の高い学校教育の推進》

様々な課題に対応し、質の高い教育を実現するため、学校経営の改善・充実や教職員の資質の向上に努めるとともに、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指して、教育課程を編成し、指導方法の改善に積極的に取り組みます。

また、平成24年3月に改訂した学校安全マニュアル（防災編）を基にした安全管理・安全教育の充実、上尾中学校の改築、学校安全パトロールカー事業などのほか、通学路の安全対策の実施により児童生徒を災害・犯罪から守るための安全対策を講じるとともに、小学校、中学校の快適な学校環境整備を行います。

更に、小・中学校の大型モニタの拡充や学校ICT活用研修会、授業研究会の実施などにより、学校ICTを積極的に活用した教育を推進します。

また、経済的理由で、進学や就学が困難な世帯に貸し付けや就学に必要な学用品等を援助することにより、誰もが安心して、また、質の高い学校教育を受けられるよう支援します。



平成27年度 上尾市教育行政重点施策（案）

《基本目標Ⅳ 学校・家庭・地域の連携と教育力の向上》

社会全体で教育に取り組む機運を高め、**P T A・学校応援団・学校ファームなどの活動**をはじめ、上尾市教育月間の取り組みをとおして、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒を育てる教育の充実を図ります。**また、市P T A連合会や地域団体と連携し、家庭教育推進事業等**に取り組み、**家庭の教育力の向上**を図ります。

《基本目標Ⅴ 生涯にわたる豊かな学びのサポート》

いつでも、どこでも、自分が学びたいときに学べる体制を整備しながら、自己実現と地域参加を積極的に支援します。また、市民一人一人が人権を尊重し合う社会を実現するための施策を推進します。

**多角的な学びの機会を提供する事業として、奥行き**の広い**日本文化を知るための「おとなの”NIPPON”講座」**を開催します。「**日本の伝統と文化の学習推進事業**」により、日本の伝統や文化などを学ぶ機会を提供し、郷土を愛する市民意識の醸成を図ります。

また、子どもの知識の向上や知的好奇心を刺激し子どもの学習意欲向上に向け、大学等と連携し「**子ども大学あげお・いな・おけがわ**」や「**あげお子ども大学**」を開催します。

図書館は、資料の充実を図り、市民の学びを支えるとともに、すべての世代が利用できる、**知の拠点**を目指します。更に暮らしに役立ち、市民とともに歩む23万都市にふさわしい**図書館本館建て替え**のための事業を推進します。

平成20年度から、4か月児健診の対象となる乳児を対象とした**ブックスタート事業**を開始し、平成26年度からは、**小学校1年生**を対象とした**セカンドブックスタート事業**に取り組み、**学校・家庭・地域の連携**を強化しながら、子どもたちに**読書の楽しさ**と**生涯の読書習慣**を身に付けてもらうための支援をします。本年度は、**障害者のための読書環境の整備**を推進します。

平成26年度 上尾市教育行政重点施策

《基本目標Ⅳ 学校・家庭・地域の連携と教育力の向上》

社会全体で教育に取り組む機運を高め、**学校応援団の活動**をはじめ、上尾市教育月間、**学校ファームなどの取組**をとおして、**学校・家庭・地域**が一体となって児童生徒を育てる教育の充実を図ります。

《基本目標Ⅴ 生涯にわたる豊かな学びのサポート》

いつでも、どこでも、自分が学びたいときに学べる体制を整備しながら、自己実現と地域参加を積極的に支援します。また、市民一人一人が人権を尊重し合う社会を実現するための施策を推進します。

特に、今年度から「**日本の文化を知ろう**」というテーマで**日本の伝統と文化の学習推進事業**を推進します。また、**包括協定**を結んだ**聖学院大学との連携強化**と**子どもたちへの学びの場の提供**のために、これまでの「**子ども大学あげお・いな・おけがわ**」に加えて「**あげお子ども大学**」を開催します。

図書館は、基本である資料の充実を図り、市民の学びや暮らしを支えるとともに、すべての世代が集える、**知の拠点**となる**図書館**を目指します。更に暮らしに役立ち、市民とともに歩む23万都市にふさわしい**図書館の整備**を推進します。

平成20年度より**ブックスタート事業**を実施しているが、更に今年度、**セカンドブックスタート事業**として、**子どもの読書活動支援センター**と**小学校**が連携して、市内小学生に、**児童専用の「読書パスポート」**を配布し、**子どもたちに読書の楽しさ**を知ってもらい**生涯の読書習慣の支援**に取り組みます。更に、**学校・家庭・地域との連携**を強化し**子どもの読書活動**を推進します。

平成27年度 上尾市教育行政重点施策（案）

《基本目標Ⅵ 文化芸術の創造と文化財の保護》

広く市民に芸術活動の発表の場として利用されている上尾市ギャラリーの運営や、美術展覧会や市民音楽祭の開催など、市民の文化・芸術活動の展開や活動団体の育成を支援し、市民が豊かな文化を享受し、発信ができるような環境づくりを行います。

市内の音楽家による本格的なクラシックコンサートを開催し、文化芸術活動支援を行います。また、利用者の利便性を考慮し、市役所ギャラリーと市民ギャラリーの運営を一括して行います。

伝統文化の継承、文化財の保存管理に努め、収集・整理を進め、学習活動を支援する環境を整えるために、古文書整理事業などにも取り組みます。

《基本目標Ⅶ 健康で活力に満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進》

市民の健康づくりや体力づくりに対する関心は高く、ライフスタイルの変化に伴い、多種多様なスポーツ活動やスポーツイベントへの参加要求がますます高まっています。このような中、スポーツ施設の整備、スポーツ・レクリエーション事業の開催や活動団体・指導者の育成を行い、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりに取り組みます。

スポーツ・レクリエーション活動の支援では、子どものスポーツ機会の充実のため、小・中学校・各種のスポーツ関係団体との連携を図り、取り組んでまいります。

平成26年度 上尾市教育行政重点施策

《基本目標Ⅵ 文化芸術の創造と文化財の保護》

広く市民に芸術活動の発表の場として利用されている市民ギャラリーの運営や、市美術展覧会や市民音楽祭の開催など、市民の文化・芸術活動の展開や活動団体の育成を支援し、市民が豊かな文化を享受し、発信ができるような環境づくりを行います。そのための新たな展開として、市内の音楽家による本格的なクラシックコンサートを市内で開催するという文化芸術支援を行います。そして、利用者の利便性を考慮し、今年度から市役所ギャラリーと市民ギャラリーの運営を一括して行います。

また、伝統文化の継承、文化財の保存管理に努め、収集・整理を進め、学習活動を支援する環境を整えるために、古文書整理事業などにも取り組みます。

《基本目標Ⅶ 健康で活力に満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進》

市民の健康づくりや体力づくりに対する関心は高く、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図るため、平成25年度に策定した「上尾市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ施設の整備、スポーツ・レクリエーション事業の開催や活動団体・指導者の育成を行い、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりに取り組みます。

また、子どもの体力向上に向け、小・中学校との連携を図り、大学やスポーツ推進委員など各種のスポーツ関係団体の協力のもと、子どもの体力向上地域連携事業に取り組みます。



大字小泉及び浅間台三丁目の一部区域における  
通学区域変更に係る説明会  
資 料

(小泉地区)

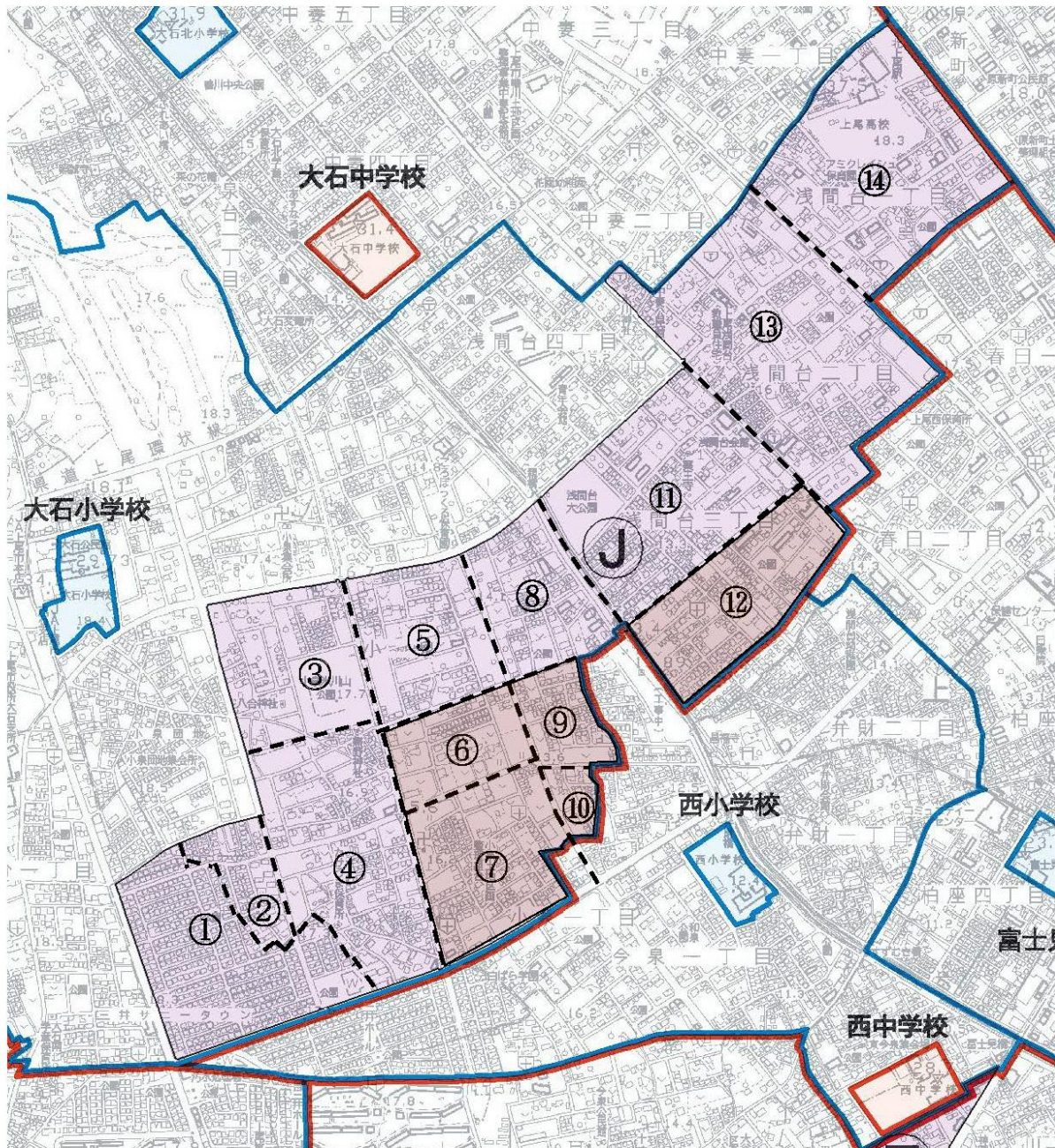
日 時 平成27年2月15日(日)  
午前10時から  
場 所 小泉集会所

(浅間台地区)

日 時 平成27年2月21日(土)  
午前10時から  
場 所 浅間台会館

上尾市教育委員会 学校教育課学務課  
電 話 048-775-9604  
FAX 048-775-5633  
E-mail s731000@city.ageo.lg.jp

## 対象となる区域



### 1 地区の現状と課題

- 小泉地区で行われている区画整理事業の影響等による大石小児童の急激な増加に対し、平成 18 年 10 月に調整区域を設け、西小への入学等を選択できるようにし、大石小の大規模化の抑制とともに、西小の小規模化の解消に取り組んできた。現在、この調整区域は、継続しており、この地区から大石小、西小に通学する児童が混在している。
- 調整区域を設けたものの、従来の指定校である大石小を選択する児童が多く、大石小の児童数の増加と西小の児童数の減少という傾向が続いている。
- 当該地区の児童数等の増加が見込まれている中、大石小と西小の学校規模の適正化と近い学校へ通学したいという児童生徒の願いに応えるため、具体的な通学区域の変更を検討する必要がある。



## 2 検討

- このような中、上尾市立小・中学校通学区検討協議会で出された、「全地域でなく、区域を細分化することも想定した上で、通学距離や安全対策を考慮しながら、少しずつ西小に変更することが良い。」との意見を受け、区域の細分化による検討を開始し、「大字小泉の一部⑥⑦⑨⑩と浅間台三丁目の一部⑫」を西小学校の通学圏内と想定した。
- 当該地区に在住の未就学及び小学校在籍児童の保護者を対象としたアンケートを実施し、通学区域変更に対する保護者の考えを把握し、その考えを参考にして、対象地区における就学すべき指定校の変更を行う。

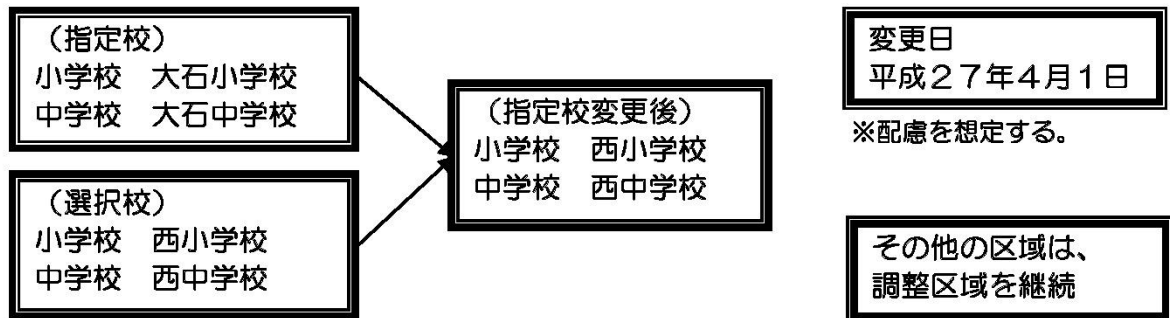
## 3 アンケートの実施

- 期間 平成26年9月25日～10月20日
- 対象 大字小泉及び浅間台地区の一部（調整区域J地区）在住の児童の保護者（未就学及び小学校1～6年生の子供の保護者）
- 回答者 対象となる保護者691人 未就学児童604人 在籍児童481人のうち、保護者368人の回答（約53%）
- 主な回答 全体のうち、一部区域の学区変更⑥⑦⑨⑩⑫が良い

## 4 方針（案）

調整区域J地区（大字小泉及び浅間台の一部）の一部について、就学すべき指定校の変更を行う。

調整区域J地区のうち、⑥⑦⑨⑩⑫について



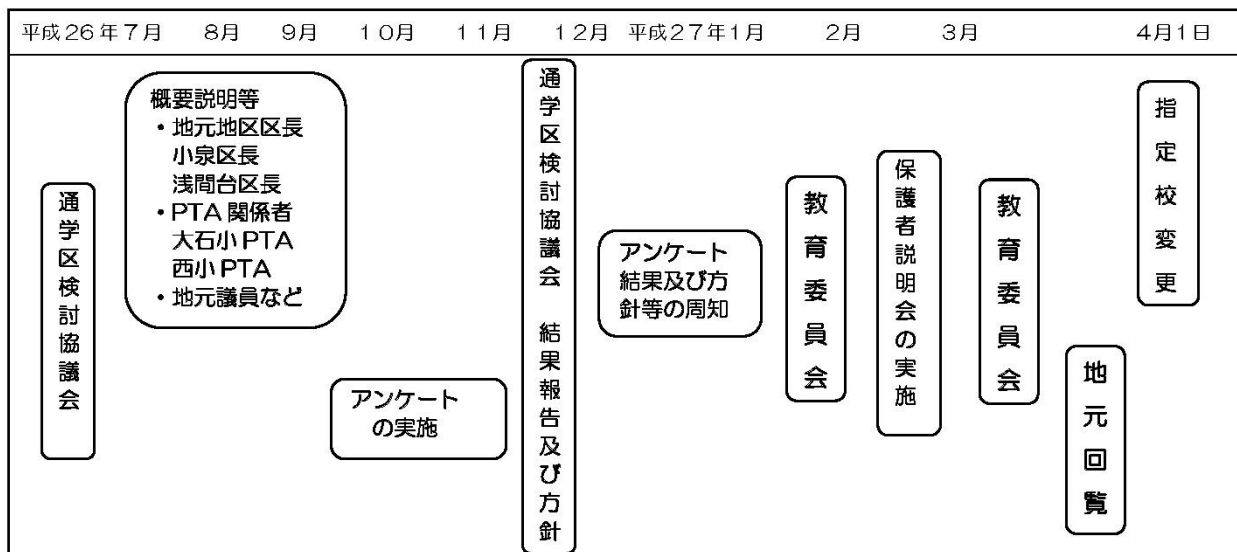
## 5 指定校変更に伴う配慮事項

- 現在、在籍している児童生徒は、そのまま卒業が可能
  - 入学する時、きょうだいが入籍している場合、同じ小・中学校に入学が可能
  - 指定校変更後においても、希望により、変更前の中学校（大石中学校）に入学が可能以上、申請が必要  
その他、特別な事情がある場合、相談に応じる。
- 但し、変更日の前日（平成27年3月31日）までに、当該地区に、対象となる児童生徒が住民登録をしていることが条件

※1 変更日（平成27年4月1日）以降に転入・転居等があり転校等の必要がある場合は、変更後の指定校（西小学校・西中学校）となる。

※2 平成27年度新入学児童生徒に限っては、既に通学希望届で決定している。

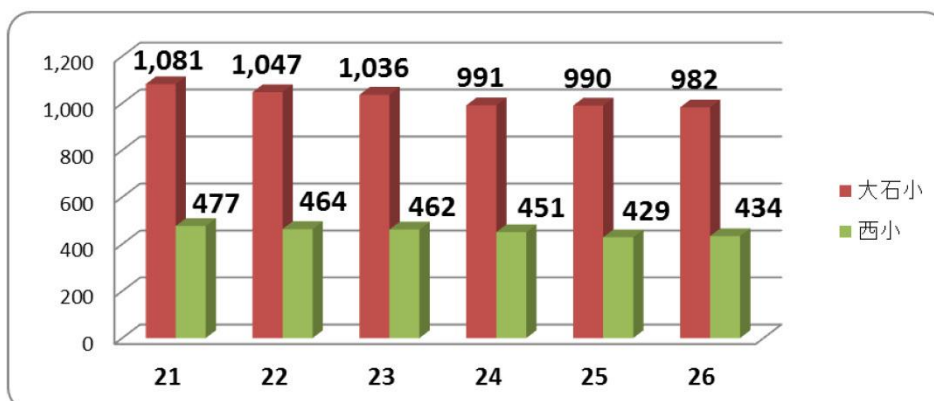
## 6 経緯とスケジュール(案)



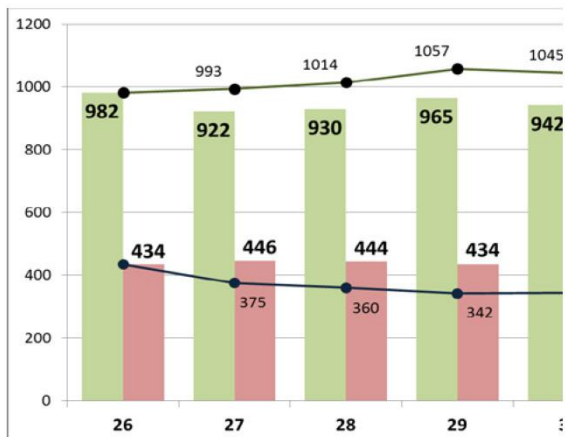
## 7 参考(各学校における児童生徒数の推移)

(平成26年5月1日現在での状況)

### (1) 大石小学校・西小学校の児童数推移



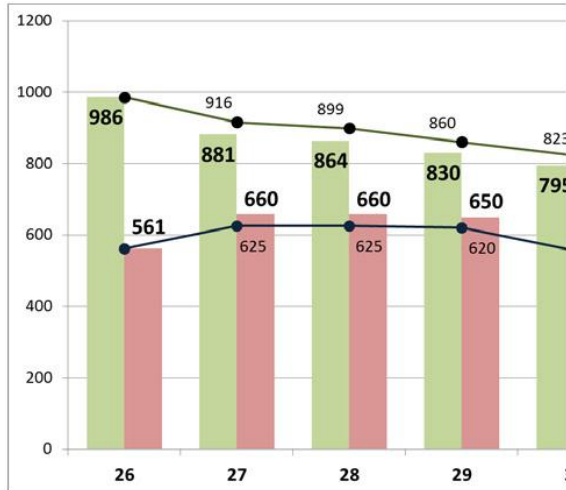
### (2) 大石小学校・西小学校の児童数の推計



※1) 棒グラフは、学区変更した後の児童の推計値

※2) 折れ線グラフは、住民登録上の指定校に在籍した場合の児童推計値

### (3) 大石中学校・西中学校の生徒数の推計



※1) 棒グラフは、学区変更した後の生徒の推計値

※2) 折れ線グラフは、住民登録上の指定校に在籍した場合の生徒推計値

## 8 手続き等

### ◎平成27年度新小・中学校1年生

手続きはありません。既に「通学希望届」で決定しております。

### ◎在校生

平成27年4月1日以降、引き続き、大石小学校・大石中学校に在籍する場合は、手続きがあったものとみなし、手続きはありません。

西小学校・西中学校に転校を希望する場合は、教育委員会（学務課）にご相談ください。

### ◎平成28年度以降の新小・中学校1年生

指定校は、西小学校・西中学校になります。

- ・入学時、大石小学校・大石中学校に、きょうだいが在籍しており、大石小学校・大石中学校に入学する場合
- ・大石小学校を卒業後、指定校でない大石中学校に入学する場合

入学前の10月1日以降、手続きが必要となりますので、必ず、教育委員会（学務課）に相談の上、手続きをお願いします。

### ◎その他、特別な事情がある場合

教育委員会（学務課）に相談してください。

但し、上記の内容は、変更日の前日（平成27年3月31日）までに、当該地区に、対象となる児童生徒が住民登録をしていることが条件となります。



◇上尾市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和35年上尾市教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行（ 改正部分		改正案 太字 改正部分	
別表第1(第2条関係) 小学校		別表第1(第2条関係) 小学校	
小学校名	当該小学校の学区	小学校名	当該小学校の学区
大谷小	地頭方（国道17号上尾道路西側を除く。）、向山（市道第20594号線西側で、市道第20603号線北側を除く。）、向山一丁目、向山二丁目、向山三丁目、向山四丁目、大谷本郷、堤崎、中新井、戸崎、壺丁目（533番地、568番地）、 <u>今泉（市道第20594号線東側で、上尾平方線南側）、川（市道第20594号線東側で、上尾平方線南側、上尾平方線北側で、市道第1014号線東側）、川一丁目、川二丁目</u>	大谷小	地頭方（国道17号上尾道路西側を除く。）、向山（市道第20594号線西側で、市道第20603号線北側を除く。）、向山一丁目、向山二丁目、向山三丁目、向山四丁目、大谷本郷、堤崎、中新井、戸崎、壺丁目（533番地、568番地）、 <u>今泉（市道第20594号線東側で、上尾都市計画道路上尾平方線南側）、川（市道第20594号線東側で、上尾都市計画道路上尾平方線北側で、市道第1014号線東側）、川一丁目、川二丁目</u>
大石小	浅間台一丁目、浅間台二丁目、 <u>浅間台三丁目（15番地、23番地、24番地を除く。）、</u> 浅間台四丁目、小泉（大仏、原貝戸、新田、 <u>今泉後（小敷谷吉田通線北側で、市道第20365号線東側）及び弁財下を除く。）、三井区（小敷谷吉田通線北側）、</u> 中分一丁目、中分二丁目、中分三丁目、中分四丁目、中分五丁目、中分六丁目、藤波一丁目、藤波二丁目、藤波三丁目、藤波四丁目	大石小	浅間台一丁目、浅間台二丁目、 <u>浅間台三丁目（2番地から10番地まで、17番地から21番地まで、31番地から35番地まで）、</u> 浅間台四丁目、小泉（大仏、原貝戸、新田、 <u>上尾都市計画道路上尾池袋線東側で鴨川西側並びに上尾都市計画事業小泉土地区画整理事業設計図に表示する区8-6号線及び区8-7号線南側を除く。）、三井区（上尾都市計画道路小敷谷吉田通線北側）、</u> 中分一丁目、中分二丁目、中分三丁目、中分四丁目、中分五丁目、中分六丁目、藤波一丁目、藤波二丁目、藤波三丁目、藤波四丁目
今泉小	今泉（松原、西、本村、前、前原、稲荷前）、壺丁目（533番地、568番地及び国道17号上尾道路西側を除く。）、川（台辻（市道第20594号線西側で、 <u>上尾平方線南側、上尾平方線北側</u> で、市道第1014号線西側）、西上尾第一団地1街区及び2街区、小敷谷（県道上尾環状線東側（818番地1、818番地2、819番地1、820番地1、821番地1を除く。）、市道第1015号線北側）、向山（六建ニュータウンに限る。）、川（六建ニュータウンに限る。）	今泉小	今泉（松原、西、本村、前、前原、稲荷前）、壺丁目（533番地、568番地及び国道17号上尾道路西側を除く。）、川（台辻（市道第20594号線西側で、 <u>上尾都市計画道路上尾平方線南側、上尾都市計画道路上尾平方線北側</u> で、市道第1014号線西側）、西上尾第一団地1街区及び2街区、小敷谷（県道上尾環状線東側（818番地1、818番地2、819番地1、820番地1、821番地1を除く。）、市道第1015号線北側）、向山（六建ニュータウンに限る。）、川（六建ニュータウンに限る。）
西小	今泉（四反田）、今泉一丁目、小泉一丁目、 <u>小泉（今泉後（市道第20365号線の東側）、弁財下）、三井区（小敷谷吉田通線南側）、</u> 弁財一丁目、弁財二丁目並びに <u>浅間台三丁目のうち15番地、23番地及び24番地</u>	西小	今泉（四反田）、今泉一丁目、小泉一丁目、 <u>小泉（上尾都市計画道路上尾池袋線東側で鴨川西側並びに上尾都市計画事業小泉土地区画整理事業設計図に表示する区8-6号線及び区8-7号線南側、三井区（上尾都市計画道路小敷谷吉田通線南側）、</u> 弁財一丁目、弁財二丁目並びに <u>浅間台三丁目1番地、11番地から16番地まで、22番地から30番地まで</u>

## 別表第2（第4条関係）

調整区域の名称	当該調整区域の範囲	指定校	選択校
J区域	浅間台一丁目、浅間台二丁目、浅間台三丁目（15番地、23番地及び24番地を除く。）、大字小泉字宮山、大字小泉のうちの小敷谷吉田通線、雷電上谷線、中分浅間台線及び鴨川で囲まれた区域（注）、三井区（小敷谷吉田通線北側に限る。）	大石小学校 大石中学校	西小学校 西中学校

（注） 当該区域のうち、別表第1の西小の学区に属する地域を除く。

## 別表第2（第4条関係）

調整区域の名称	当該調整区域の範囲	指定校	選択校
J区域	浅間台一丁目、浅間台二丁目、浅間台三丁目2番地から10番地まで、17番地から21番地まで、31番地から35番地まで、大字小泉字宮山、大字小泉のうち、上尾都市計画道路上尾池袋線東側で鴨川西側並びに上尾都市計画事業小泉土地区画整理事業設計図に表示する区8-6号線及び区8-7号線南側を除く区域、三井区（上尾都市計画道路小敷谷吉田通線北側に限る。）	大石小学校 大石中学校	西小学校 西中学校

削除

## 議案第13号資料

### ◇上尾市社会教育指導員設置規則（昭和49年上尾市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○上尾市社会教育指導員設置規則 （勤務）</p> <p>第7条 指導員の勤務日は、1週間につき3日以内とし、その割振りは、教育総務部生涯学習課長<u>又は公民館長（次条第1項において「課長等」という。）</u>が定める。</p> <p>（服務）</p> <p>第8条 指導員は、<u>課長等</u>の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。</p>	<p>○上尾市社会教育指導員設置規則 （勤務）</p> <p>第7条 指導員の勤務日は、1週間につき3日以内とし、その割振りは、教育総務部生涯学習課長が定める。</p> <p>（服務）</p> <p>第8条 指導員は、<u>教育総務部生涯学習課長</u>の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。</p>

◇上尾市公民館運営審議会規則（昭和60年上尾市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○上尾市公民館運営審議会規則 （任務） 第2条 審議会は、<u>上尾市立公民館長（以下「館長」という。）の諮問に応じ</u>公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するものとする。</p>	<p>○上尾市公民館運営審議会規則 （任務） 第2条 審議会は、<u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第2項の規定により</u>公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するものとする。</p>

## 議案第14号資料

### ◇上尾市教育委員会会議規則（昭和60年上尾市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○上尾市教育委員会会議規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 招集（第3条）</p> <p><u>第3章 委員長等の選挙等（第4条・第5条）</u></p> <p><u>第4章 会議（第6条—第18条）</u></p> <p><u>第5章 補則（第19条）</u></p> <p>（会議の種類）</p> <p>第2条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月第3木曜日に開く。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は繰り下げ、又は特別の事情がある場合は<u>委員長</u>において随時変更することができる。</p> <p>3 <u>臨時会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の2人以上の者から会議に付すべき事件を示して請求があったときに招集する。</u></p> <p>第2章 招集</p> <p>（招集の方法等）</p> <p>第3条 会議の招集は、<u>委員長</u>があらかじめ会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を各委員に通知して行う。</p> <p>2 会議の招集を行った場合には、<u>委員長</u>は、直ちに会議開催の日時、場所及び会議に付すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。</p>	<p>○上尾市教育委員会会議規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 招集（第3条）</p> <p><u>第3章 会議（第4条—第15条）</u></p> <p><u>第4章 補則（第16条）</u></p> <p>（会議の種類）</p> <p>第2条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月第3木曜日に開く。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は繰り下げ、又は特別の事情がある場合は<u>教育長</u>において随時変更することができる。</p> <p>3 <u>臨時会は、法第14条第2項に規定する場合のほか、教育長が必要と認めたときに招集する。</u></p> <p>第2章 招集</p> <p>（招集の方法等）</p> <p>第3条 会議の招集は、<u>教育長</u>があらかじめ会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を各委員に通知して行う。</p> <p>2 会議の招集を行った場合には、<u>教育長</u>は、直ちに会議開催の日時、場所及び会議に付すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。</p>



3 委員は、会議に遅参し、又は欠席しようとするときは、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

### 第3章 委員長等の選挙等

#### (委員長の選挙)

第4条 会議の招集の当日に委員長がないときは、委員長の選挙を行う。ただし、委員長の任期満了前に次期委員長の選挙を行うことを妨げない。

2 委員長の選挙は、指名推選の方法によって行う。

3 委員長の選挙が前項の方法によって行われ難いときは、記名又は無記名投票の方法によって行う。

4 前項の場合においては、投票の過半数を得た者を当選人とし、投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者2人について決戦投票を行い、多数を得た者を当選人とする。ただし、決戦投票を行うべき2人が当選人を定めるに当たり得票数が同じときは、くじでこれを定める。

#### (委員長職務代理者の指定)

第5条 会議の招集の当日に委員長職務代理者がいないときは、委員長職務代理者を指定する。

2 委員長職務代理者は、前任の委員（2人あるときは、これらの者のうち年長のもの）とする。

### 第4章 会議

#### (会議の順序)

第6条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案の審議
- (4) 教育長の報告

3 委員は、会議に遅参し、又は欠席しようとするときは、あらかじめその旨を教育長に届け出なければならない。

【 削 除 】

### 第3章 会議

#### (会議の順序)

第4条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案の審議
- (4) 教育長の報告

- (5) その他
- (6) 閉会の宣告  
(開会等の宣告)

**第7条** 会議の開会、休憩及び閉会は、**委員長**がこれを宣告する。  
(議案及び動議の提出)

**第8条** 委員は、議案及び動議を提出することができる。

2 議案及び動議が提出されたときは、**委員長**は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(事件の趣旨説明)

**第9条** 会議に付された事件については、その発議者又は提出者がその趣旨を説明しなければならない。

(委員の発言)

**第10条** 委員は、前条の説明が終わった後において、当該会議に付された事件について質疑し、又は意見を述べることができる。この場合においては、あらかじめ**委員長**の許可を受けなければならない。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序に従って**委員長**がこれを許可する。

(採決)

**第11条** 会議に付された事件(法第13条第6項ただし書の発議に係るものを除く。)のうち、採決を要するものについては、討論が終局した後、**委員長**が問題を宣告して採決しなければならない。

**第12条** 採決は、**委員長**が委員に対し、問題について異議の有無を諮る方法によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、**委員長**は、必要と認めるときは、委員に対し1人ずつ賛否の意見を求める方法又は記名若しくは無記名投票の方法によって採決することができる。

- (5) その他
- (6) 閉会の宣告  
(開会等の宣告)

**第5条** 会議の開会、休憩及び閉会は、**教育長**がこれを宣告する。  
(議案及び動議の提出)

**第6条** 委員は、議案及び動議を提出することができる。

2 議案及び動議が提出されたときは、**教育長**は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(事件の趣旨説明)

**第7条** 会議に付された事件については、その発議者又は提出者がその趣旨を説明しなければならない。

(委員の発言)

**第8条** 委員は、前条の説明が終わった後において、当該会議に付された事件について質疑し、又は意見を述べることができる。この場合においては、あらかじめ**教育長**の許可を受けなければならない。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序に従って**教育長**がこれを許可する。

(採決)

**第9条** 会議に付された事件(法第14条第7項ただし書の発議に係るものを除く。)のうち、採決を要するものについては、討論が終局した後、**教育長**が問題を宣告して採決しなければならない。

**第10条** 採決は、**教育長**が委員に対し、問題について異議の有無を諮る方法によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、**教育長**は、必要と認めるときは、委員に対し1人ずつ賛否の意見を求める方法又は記名若しくは無記名投票の方法によって採決することができる。

**第13条** 修正の動議は、原案に先立って可否を決定する。

2 修正の動議が数個あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

3 すべての修正の動議が可決されたときは、原案について採決する。

(会議の傍聴)

**第14条** 会議は、委員長の許可を得て傍聴することができる。ただし、法第13条第6項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととしたときは、この限りでない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局職員の出席)

**第15条** 教育長は、委員長の承認を得て、事務局職員を出席させることができる。

(会議録)

**第16条** 会議の次第は、会議録に記載するものとする。ただし、必要に応じて記載を省略することができる。

2 会議録には、会議で決めた委員1人が署名しなければならない。

**第17条** 会議録には、おおむね次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会、閉会等に関する事項
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の職氏名
- (4) 教育長等の報告の要旨
- (5) 議題及び議事の概要

**第11条** 修正の動議は、原案に先立って可否を決定する。

2 修正の動議が数個あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

3 すべての修正の動議が可決されたときは、原案について採決する。

(会議の傍聴)

**第12条** 会議は、教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし、法第14条第7項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととしたときは、この限りでない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局職員の出席)

**第13条** 教育長は、事務局職員を出席させることができる。

(会議録)

**第14条** 会議の次第は、会議録に記載するものとする。

2 会議録には、会議で決めた委員1人が署名しなければならない。

**第15条** 会議録には、おおむね次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会、閉会等に関する事項
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の職氏名
- (4) 教育長等の報告の要旨
- (5) 議題及び議事の概要

- (6) 議題となった議案及び動議を提出した委員の氏名
  - (7) 議決事項
  - (8) 選挙のてんまつ及び当選者の氏名、委員長の職務を行った者の氏名
  - (9) その他会議又は委員長において必要と認めた事項
- 2 会議録は、委員長が事務局職員のうちから教育長の推薦する者を指名して、これを作成するものとする。

**【 追 加 】**

**第5章 補則**

(委任)

**第18条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が会議に諮って決める。

- (6) 議題となった議案及び動議を提出した委員の氏名
  - (7) 議決事項
  - (8) 教育長の職務を行った者の氏名
  - (9) その他会議又は教育長において必要と認めた事項
- 2 会議録は、教育長が事務局職員のうちから指名し、これを作成するものとする。

**3 会議録は、公表する。**

**第4章 補則**

(委任)

**第16条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が会議に諮って決める。

◇上尾市教育委員会公印規則（昭和62年上尾市教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行						改正後（案）					
別表（第2条、第3条関係） 2 職印						別表（第2条、第3条関係） 2 職印					
公印の名称	ひな形	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	管理者	【 削除 】					
埼玉県上尾市教育委員会委員長印	埼玉県上尾市教育委員会委員長印	方 21	1	委員長名をもって発する文書	教育総務課長						
埼玉県上尾市教育委員会委員長職務代理者印	埼玉県上尾市教育委員会委員長職務代理者印	方 21	1	委員長職務代理者名をもって発する文書	教育総務課長						



## ◇上尾市教育委員会事務局組織規則（平成5年上尾市教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第18条第2項</b>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、上尾市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織、事務分掌、職の設置等について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第17条第2項</b>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、上尾市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織、事務分掌、職の設置等について必要な事項を定めるものとする。</p>

## ◇上尾市教育委員会傍聴人規則（平成13年上尾市教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、上尾市教育委員会会議規則（昭和60年上尾市教育委員会規則第2号）<b>第14条第2項</b>の規定に基づき、上尾市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、開会までに傍聴受付簿に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。</p> <p>2 傍聴の許可は、先着順に行うものとする。</p> <p>3 傍聴人の人数は、傍聴席の状況により、<b>委員長</b>が定める。</p> <p>(入場の禁止)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。</p> <p>(1) 凶器その他危険な物品を持っている者</p> <p>(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</p> <p>(3) 笛、ラッパ、太鼓、その他音の発する器具類を持っている者</p> <p>(4) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(5) 異様な服装をしている者</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、<b>委員長</b>が傍聴を不相当と認める者</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、上尾市教育委員会会議規則（昭和60年上尾市教育委員会規則第2号）<b>第15条第2項</b>の規定に基づき、上尾市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、開会までに傍聴受付簿に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。</p> <p>2 傍聴の許可は、先着順に行うものとする。</p> <p>3 傍聴人の人数は、傍聴席の状況により、<b>教育長</b>が定める。</p> <p>(入場の禁止)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。</p> <p>(1) 凶器その他危険な物品を持っている者</p> <p>(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</p> <p>(3) 笛、ラッパ、太鼓、その他音の発する器具類を持っている者</p> <p>(4) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(5) 異様な服装をしている者</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、<b>教育長</b>が傍聴を不相当と認める者</p>

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中の言論に対して批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(委員長の指示)

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴人がこの規則に違反したと認めるときは、

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中の言論に対して批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、教育長の許可を得たときは、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(教育長の指示)

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 教育長は、傍聴人がこの規則に違反したと認めるときは、

注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、**委員長**が定める。

注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、**教育長**が定める。

## ◇上尾市教育委員会公告式規則（平成20年上尾市教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第14条第2項</b>の規定に基づき、教育委員会規則その他上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（教育委員会規則の公布）</p> <p>第2条 教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入して、<b>委員長</b>が署名しなければならない。</p> <p>2 教育委員会規則の公布は、上尾市公告式条例（昭和30年上尾市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示してこれを行う。</p> <p>（訓令の公布）</p> <p>第3条 教育委員会の定める訓令を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日並びに教育委員会名及び<b>委員長名</b>を記入して、<b>委員長印</b>を押さなければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第15条第2項</b>の規定に基づき、教育委員会規則その他上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（教育委員会規則の公布）</p> <p>第2条 教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入して、<b>教育長</b>が署名しなければならない。</p> <p>2 教育委員会規則の公布は、上尾市公告式条例（昭和30年上尾市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示してこれを行う。</p> <p>（訓令の公布）</p> <p>第3条 教育委員会の定める訓令を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日並びに教育委員会名及び<b>教育長名</b>を記入して、<b>教育長印</b>を押さなければならない。</p>

◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成22年上尾市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。第4条第1項において「法」という。）<b>第26条第1項</b>の規定に基づき、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(臨時代理)</p> <p>第4条 <b>法第13条第2項ただし書</b>の場合においてなお教育委員会の会議を開くことができないとき又は教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき、教育長は、当該決裁すべき事項について臨時に代理することができる。</p> <p>2 前項の規定による処置については、教育長は、次の会議において、これを教育委員会に報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第5条 第2条の規定により教育長の委任を受けた事項及び第3条第1項の規定により教育長等の専決処理することができる事項のうち重要又は異例に属するものと認められるものについては、第2条及び第3条第1項の規定にかかわらず、<b>教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない。</b></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。第4条第1項において「法」という。）<b>第25条第1項</b>の規定に基づき、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(臨時代理)</p> <p>第4条 <b>法第14条第3項ただし書</b>の場合においてなお教育委員会の会議を開くことができないとき又は教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき、教育長は、当該決裁すべき事項について臨時に代理することができる。</p> <p>2 前項の規定による処置については、教育長は、次の会議において、これを教育委員会に報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第5条 第2条の規定により教育長の委任を受けた事項及び第3条第1項の規定により教育長等の専決処理することができる事項のうち重要又は異例に属するものと認められるものについては、第2条及び第3条第1項の規定にかかわらず、<b>教育長は、教育委員会の会議にこれを報告し、その承認を得なければならない。</b></p>

◇上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則（平成26年上尾市教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第23条第6号</b>及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）に基づき、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、上尾市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）において使用する教科用図書（学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）の採択を行うために必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第21条第6号</b>及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）に基づき、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、上尾市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）において使用する教科用図書（学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）の採択を行うために必要な事項を定めるものとする。</p>

◇上尾市教育委員会教育長職務代理者指定規則（平成5年上尾市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○上尾市教育委員会教育長職務代理者指定規則</p> <p>平成5年3月31日 教委規則第4号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定による教育長の職務を代理する者は、部長として、その順序は、次のとおりとする。</p> <p>第1順位 教育総務部長 第2順位 学校教育部長</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p>	<p>【 廃 止 】</p>



## 議案第15号資料

### ◇上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則（平成13年上尾市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定数)</p> <p>第3条 教育相談員の定数は、<u>4人</u>以内とする。</p> <p>2 学校適応指導教室指導員の定数は、3人以内とする。</p> <p>3 教育心理専門員の定数は、3人以内とする。</p>	<p>(定数)</p> <p>第3条 教育相談員の定数は、<u>5人</u>以内とする。</p> <p>2 学校適応指導教室指導員の定数は、3人以内とする。</p> <p>3 教育心理専門員の定数は、3人以内とする。</p>

## 議案第16号資料

### ◇上尾市社会教育委員会議運営規則（平成26年上尾市教育委員会規則第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○上尾市社会教育委員会議運営規則 （会議）</p> <p>第3条 会議は、<u>上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）</u>が招集する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（庶務）</p> <p>第4条 会議の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、<u>教育長</u>が定める。</p>	<p>○上尾市社会教育委員会議運営規則 （会議）</p> <p>第3条 会議は、<u>議長</u>が招集する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（庶務）</p> <p>第4条 会議の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、<u>議長が会議に諮って</u>定める。</p>

# 議案第17号資料

## ◆上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則

### 1 趣旨

平成27年4月1日より施行される子ども・子育て支援新制度の施行のため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の規定に基づき、所要の規定を整備する。

### 2 利用者負担額の規定（第3条、別表）

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額
A	(1) 特定教育・保育 ア 生活保護法による被保護者 イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯 (2) 特別利用教育 ア・イに規定する支給認定保護者及び里親である支給認定保護者	0円
B	(1) 特定教育・保育 ア 市町村民税の所得割非課税である支給認定保護者 イ 養育里親等である支給認定保護者 (2) 特別利用教育 市町村民税の所得割非課税である支給認定保護者	3,000円
C	A階層及びB階層に該当する者以外の支給認定保護者	7,500円

※ 税額控除（調整控除を除く。）は、利用者負担額の算定には適用しない。

※ 市町村民税の減免があったときは、減免されて得た額を算定に使用する。

※ 市町村民税所得割額の算定の切り替え時期は、毎年9月とする。

※ ひとり親世帯等については、支給認定保護者がB階層の場合、利用者負担額を「3,000円」から「0円」に軽減する。

※ 多子世帯（小学校第3学年までの範囲内に幼稚園・保育所等に通う子どもが2人以上いる世帯）については、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とし、第2子は利用者負担額を「半額」とし、第3子以降は「0円」とする。

### 3 日割計算の算定基礎（第3条第2項）

特定教育・保育、特別利用教育……20日

### 4 減免申請（第4条、第1号様式、第2号様式、第3号様式）

# 議案第18号資料

## ◇上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程（平成20年上尾市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

現行		改正後（案）			
<p>(所属長)</p> <p>第3条 市教育委員会事務局に勤務する次の表の左欄に掲げる職員について、その所属長とは、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者とする。</p> <p>2 市立教育機関に勤務する次の表の左欄に掲げる職員について、その所属長とは、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者とする。</p>		<p>(所属長)</p> <p>第3条 市教育委員会事務局に勤務する次の表の左欄に掲げる職員について、その所属長とは、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者とする。</p> <p>2 市立教育機関に勤務する次の表の左欄に掲げる職員について、その所属長とは、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者とする。</p>			
1	図書館長	教育総務部長	1	図書館長	教育総務部長
2	図書館次長	図書館長	2	図書館次長	図書館長
3	主席主幹以下の職にある図書館の職員	図書館次長	3	主席主幹以下の職にある図書館の職員	図書館次長
4	公民館長 教育センター所長 中学校給食共同調理場所長	当該教育機関が所属する課の長	4	教育センター所長 中学校給食共同調理場所長 公民館の職員	当該教育機関が所属する課の長
5	主席主幹以下の職にある公民館、教育センター又は中学校給食共同調理場の職員	所属する当該教育機関の長	5	主席主幹以下の職にある教育センター又は中学校給食共同調理場の職員	所属する当該教育機関の長
6	平方幼稚園長	教育長	6	平方幼稚園長	教育長
7	平方幼稚園の職員（園長及び用務員を除く。）	平方幼稚園長	7	平方幼稚園の職員（園長及び用務員を除く。）	平方幼稚園長
8	小学校又は中学校の職員（用務員を除く。）	所属する小学校又は中学校の長	8	小学校又は中学校の職員（用務員を除く。）	所属する小学校又は中学校の長

## 議案第19号資料

### ◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年上尾市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（専決の制限）</p> <p>第3条 教育長は、教育長、部長、次長、課長、<u>図書館長及び図書館次長並びに公民館長</u>、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長（第5条において「教育長等」という。）の専決することができる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会の会議に付議しなければならない。</p> <p>（1） 事案の内容が特に重要であると認められるとき。</p> <p>（2） 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になると認められるとき。</p> <p>（3） 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。</p> <p>2 部長、次長、課長、<u>図書館長及び図書館次長並びに公民館長</u>、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長は、自己の専決することができる事項であっても、事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるときは、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>（代決）</p> <p>第6条 専決することができる事項に係る事案について、専決することができる者が不在のときは、次の表の左欄に掲げる者に代わって、同表右欄の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。</p>	<p>（専決の制限）</p> <p>第3条 教育長は、教育長、部長、次長、課長<u>並びに図書館長及び図書館次長</u>、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長（第5条において「教育長等」という。）の専決することができる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会の会議に付議しなければならない。</p> <p>（1） 事案の内容が特に重要であると認められるとき。</p> <p>（2） 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になると認められるとき。</p> <p>（3） 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。</p> <p>2 部長、次長、課長<u>並びに図書館長及び図書館次長</u>、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長は、自己の専決することができる事項であっても、事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるときは、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>（代決）</p> <p>第6条 専決することができる事項に係る事案について、専決することができる者が不在のときは、次の表の左欄に掲げる者に代わって、同表右欄の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。</p>

教育長	1 主務部長 2 主務次長（図書館が所掌する事務に係る事案については、図書館長）
部長	1 次長（図書館が所掌する事務に係る事案については、図書館長） 2 主務課長（図書館が所掌する事務に係る事案については、図書館次長）
次長	主務課長
図書館長	1 図書館次長 2 主席主幹 3 主幹
課長又は図書館次長	1 主席主幹 2 主幹 3 当該事項を所掌するグループのリーダー
公民館長、教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長	1 主席主幹 2 主幹 3 リーダー

**（公民館長等の専決事項）**

第14条 公民館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長の専決することができる事項は、別表第4に掲げるとおりとする。

別表第2（第10条—第12条関係）

教育総務部教育総務課

事項	事務	教育委員会裁	教育長決	教育専決	部長専決	課長専決
【 追加 】						
1 市長との協議に関する事項	地方自治法第180条の4第2項の規定により教育委員会若しくは教育委員会の管理に属する事務を掌る機関（以下この項において「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱で教育委員会の権限に属する事項のうち地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）で定めるものについて、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、		○			

教育長	1 主務部長 2 主務次長（図書館が所掌する事務に係る事案については、図書館長）
部長	1 次長（図書館が所掌する事務に係る事案については、図書館長） 2 主務課長（図書館が所掌する事務に係る事案については、図書館次長）
次長	主務課長
図書館長	1 図書館次長 2 主席主幹 3 主幹
課長又は図書館次長	1 主席主幹 2 主幹 3 当該事項を所掌するグループのリーダー
教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長	1 主席主幹 2 主幹 3 リーダー

**（教育センター所長等の専決事項）**

第14条 教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長の専決することができる事項は、別表第4に掲げるとおりとする。

別表第2（第10条—第12条関係）

教育総務部教育総務課

事項	事務	教育委員会裁	教育長決	教育専決	部長専決	課長専決
1 市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項	上尾市立幼稚園の利用者負担額を徴収し、減額若しくは免除し、又は徴収の猶予をすること。					○
2 市長との協議に関する事項	地方自治法第180条の4第2項の規定により教育委員会若しくは教育委員会の管理に属する事務を掌る機関（以下この項において「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱で教育委員会の権限に属する事項のうち地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）で定めるものについて、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、		○			

		又は改廃しようとする場合において、あらかじめ市長に協議すること。				
2	教育財産の管理に関する事項	学校の用に供する教育財産の目的外使用（学校開放事業によるものを除く。）を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの
3	教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	<p>(1) 教育長の任命又は罷免に関すること。</p> <p>(2) 職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員の職員（以下「県費負担教職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の採用試験を実施すること。</p> <p>(3) 職員の採用、昇任、降任又は転任をすること。</p> <p>ア 部長、参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、<b>主幹及び公民館長</b></p> <p>イ <b>副主席</b>以下の職にある者並びに市立の幼稚園に勤務する職員（園長を除く。）並びに市立の小学校及び中学校に勤務する職員（以下この項において、これらの職員を「市費学校職員」という。）</p> <p>(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の規定により職員の降任、免職又は休職の処分をすること。</p> <p>ア 降任又は免職の処分</p> <p>イ 休職の処分</p> <p>(5) 地方公務員法第29条第1項の規定により職員の戒告、減給、停職又は免職の処分をすること。</p> <p>(6) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年上尾市条例第16号）第2条の規定により職員の職務に専念する義務を免除すること。</p> <p>(7) 地方公務員法第58条の2の規定により市長に対し、人事行政の運営の状況を報告すること。</p> <p>(8) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）により職員の育児休業及びその期間の延長、育児短時間勤務及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。</p> <p>ア 教育長</p>	○	○		
			○	主席主幹以上の職にある者		
			○			
			○			
			○			○
			○			
			○			
			○			

		又は改廃しようとする場合において、あらかじめ市長に協議すること。				
3	教育財産の管理に関する事項	学校の用に供する教育財産の目的外使用（学校開放事業によるものを除く。）を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの
4	教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	<p>【 削除 】</p> <p>(1) 職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員の職員（以下「県費負担教職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の採用試験を実施すること。</p> <p>(2) 職員の採用、昇任、降任又は転任をすること。</p> <p>ア 部長、参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長<b>及び副主席</b></p> <p>イ <b>公民館長及び副主席</b>以下の職にある者並びに市立の幼稚園に勤務する職員（園長を除く。）並びに市立の小学校及び中学校に勤務する職員（以下この項において、これらの職員を「市費学校職員」という。）</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の規定により職員の降任、免職又は休職の処分をすること。</p> <p>ア 降任又は免職の処分</p> <p>イ 休職の処分</p> <p>(4) 地方公務員法第29条第1項の規定により職員の戒告、減給、停職又は免職の処分をすること。</p> <p>(5) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年上尾市条例第16号）第2条の規定により職員の職務に専念する義務を免除すること。</p> <p>(6) 地方公務員法第58条の2の規定により市長に対し、人事行政の運営の状況を報告すること。</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）により職員の育児休業及びその期間の延長、育児短時間勤務及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。</p> <p>ア 教育長</p>	○	○		
			○	主席主幹以上の職にある者		
			○			
			○			
			○			○
			○			
			○			
			○			

イ 教育総務部長 ウ 学校教育部長、参与、参事、図書館長、次長、 主席副参事、副参事、課長、主席主幹、図書館次 長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所 長、 <b>主幹及び公民館長</b> エ <b>副主幹</b> 以下の職にある者 <b>及び</b> 市費学校職員		○		○		
(9) 職員の病気休暇を承認すること。 ア 教育長 イ 教育総務部長 ウ 学校教育部長  エ 教育総務課長  オ 参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、 副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育セン ター所長、中学校給食共同調理場所長、 <b>主幹及び</b> <b>公民館長</b>  カ <b>副主幹</b> 以下の職にある者 <b>及び</b> 市費学校職員	○	○	5日5日 を超以内 える もの	3030 日を日以 超え内 るも の	305日5日 をを超以内 ええ、か るもつ3 の0日 以内	3030 日を日以 超え内 るも の
(10) 勤務時間条例第14条第2項第19号 に規定する職員の特別休暇及び介護休暇を承認す ること。 ア 教育長 イ 教育総務部長 ウ 学校教育部長、参与、参事、図書館長、次長、 主席副参事、副参事、課長、主席主幹、図書館次 長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所 長、 <b>主幹及び公民館長</b> エ <b>副主幹</b> 以下の職にある者 <b>及び</b> 市費学校職員	○	○				○
(11) 職員の組合休暇を承認すること。						○
(12) 職員に対し研修に関する旅行命令を発 すること。 ア 部長 イ 参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、 副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育セン ター所長、中学校給食共同調理場所長、 <b>主幹及び</b>		○			○	

イ 教育総務部長 ウ 学校教育部長、参与、参事、図書館長、次長、 主席副参事、副参事、課長、主席主幹、図書館次 長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所 長 <b>及び主幹</b> エ <b>公民館長及び副主幹</b> 以下の職にある者 <b>並びに</b> 市費学校職員		○		○		○
(8) 職員の病気休暇を承認すること。 ア 教育長 イ 教育総務部長 ウ 学校教育部長  エ 教育総務課長  オ 参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、 副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育セン ター所長、中学校給食共同調理場所長 <b>及び主幹</b>  カ <b>公民館長及び副主幹</b> 以下の職にある者 <b>並びに</b> 市費学校職員	○	○	5日5日 を超以内 える もの	3030 日を日以 超え内 るも の	305日5日 をを超以内 ええ、か るもつ3 の0日 以内	3030 日を日以 超え内 るも の
(9) 勤務時間条例第14条第2項第19号に 規定する職員の特別休暇及び介護休暇を承認する こと。 ア 教育長 イ 教育総務部長 ウ 学校教育部長、参与、参事、図書館長、次長、 主席副参事、副参事、課長、主席主幹、図書館次 長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所 長 <b>及び主幹</b> エ <b>公民館長及び副主幹</b> 以下の職にある者 <b>並びに</b> 市費学校職員	○	○				○
(10) 職員の組合休暇を承認すること。						○
(11) 職員に対し研修に関する旅行命令を発 すること。 ア 部長 イ 参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、 副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育セン ター所長、中学校給食共同調理場所長 <b>及び主幹</b>		○			○	



	公民館長 ウ 副主幹以下の職にある者及び市費学校職員				○
4	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価をすること。 (2) 前号の点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを市議会に提出すること。	○			
5	入学準備金又は奨学金の貸付を決定し、又は当該決定を取り消し、若しくは停止すること。 (2) 入学準備金及び奨学金の返還を管理すること。			○	○

教育総務部生涯学習課

事項	事務	教育委員会裁	教育長決	教育専決	部長専決	課長専決
1	市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項					○
2	教育財産の管理に関する事項	(1) 上尾市ギャラリーの利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
		(2) 上尾市ギャラリーの用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	○
		(3) 上尾市立人権教育集会所の使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。				○
		(4) 上尾市立人権教育集会所の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	○
		(5) 学校開放事業による学校施設の利用（特別教室の利用に限る。）に係る利用団体を登録し、又は当該施設の利用を許可し、若しくは当該許可に係る事項の変更を許可すること。				○
【 追加 】						

	ウ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに市費学校職員				○
5	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価をすること。 (2) 前号の点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを市議会に提出すること。	○			
6	入学準備金又は奨学金の貸付を決定し、又は当該決定を取り消し、若しくは停止すること。 (2) 入学準備金及び奨学金の返還を管理すること。			○	○

教育総務部生涯学習課

事項	事務	教育委員会裁	教育長決	教育専決	部長専決	課長専決
1	市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項					○
2	教育財産の管理に関する事項	(1) 上尾市立公民館の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
		(2) 上尾市ギャラリーの使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
		(1) 上尾市ギャラリーの利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
		(2) 上尾市ギャラリーの用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	○
		(3) 上尾市立人権教育集会所の使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。				○
		(4) 上尾市立人権教育集会所の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	○
		(5) 学校開放事業による学校施設の利用（特別教室の利用に限る。）に係る利用団体を登録し、又は当該施設の利用を許可し、若しくは当該許可に係る事項の変更を許可すること。				○
	(6) 上尾市立公民館の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○	
	(7) 上尾市立公民館の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。				○	



	水道管の改修 オ 木竹の伐採（埼玉県指定名勝又は埼玉県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）				
	(4) 埼玉県文化財保護条例第35条第3項において準用する同条例第14条第3項の規定による指示をすること（前号の許可に係るものに限る。）。				○
	(5) 埼玉県文化財保護条例第35条第3項において準用する同条例第14条第4項の規定による命令及び許可の取消しをすること（第3号の許可に係るものに限る。）。				○

別表第4（第14条関係）

教育委員会の所管に属する教育機関の長	事務
1 公民館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長及び学校長共通	(1) 通知、督促、請求、申請、申込み、届出、照会、依頼、回答、報告、意見の具申、進達等をすること。 (2) 通知書、督促状、請求書、申請書、申告書、届出書、照会書、依頼書、回答書、事前協議書その他これらに類する書面を受理すること。 (3) 保管文書の保存又は廃棄を決定すること。 (4) 行政文書の公開決定等をすること。 (5) 個人情報の開示決定等及び訂正決定等をすること。
2 公民館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び平方幼稚園長共通	(1) 所属職員の事務の分担を決定すること。 (2) 所属職員の遅参、早退、年次休暇及び特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。）を承認すること。 (3) 所属職員の時間外勤務命令をすること。 (4) 所属職員の勤務時間条例第8条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限を承認すること。 (5) 所属職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限を承認すること。 (6) 所属職員について、旅行命令（研修に関する旅行命令を除く。）をすること。 (7) 所属職員の勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。
3 公民館長、教育センター所長及び中学校給食共同調理場所長共通	(1) リーダー又はサブリーダーとなる職員を指名すること。 (2) 教育機関の長を補佐する職員を指名すること。
4 公民館長	(1) 上尾市立公民館の使用料を徴収し、減免し、又は

	水道管の改修 オ 木竹の伐採（埼玉県指定名勝又は埼玉県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）				
	(4) 埼玉県文化財保護条例第35条第3項において準用する同条例第14条第3項の規定による指示をすること（前号の許可に係るものに限る。）。				○
	(5) 埼玉県文化財保護条例第35条第3項において準用する同条例第14条第4項の規定による命令及び許可の取消しをすること（第3号の許可に係るものに限る。）。				○

別表第4（第14条関係）

教育委員会の所管に属する教育機関の長	事務
1 教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長及び学校長共通	(1) 通知、督促、請求、申請、申込み、届出、照会、依頼、回答、報告、意見の具申、進達等をすること。 (2) 通知書、督促状、請求書、申請書、申告書、届出書、照会書、依頼書、回答書、事前協議書その他これらに類する書面を受理すること。 (3) 保管文書の保存又は廃棄を決定すること。 (4) 行政文書の公開決定等をすること。 (5) 個人情報の開示決定等及び訂正決定等をすること。
2 教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び平方幼稚園長共通	(1) 所属職員の事務の分担を決定すること。 (2) 所属職員の遅参、早退、年次休暇及び特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。）を承認すること。 (3) 所属職員の時間外勤務命令をすること。 (4) 所属職員の勤務時間条例第8条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限を承認すること。 (5) 所属職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限を承認すること。 (6) 所属職員について、旅行命令（研修に関する旅行命令を除く。）をすること。 (7) 所属職員の勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。
3 教育センター所長及び中学校給食共同調理場所長共通	(1) リーダー又はサブリーダーとなる職員を指名すること。 (2) 教育機関の長を補佐する職員を指名すること。

還付すること。  
 (2) 集会室兼体育室を体育室として個人に開放する日を決定すること。  
 (3) 上尾市立公民館の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。  
 (4) 上尾市立公民館の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。

5 中学校給食共同調理場所長 中学校給食の計画を決定すること。

【 追加 】

6 学校長  
 (1) 所属職員のうち県費負担教職員を除いたもの(以下この項において「市費学校職員」という。)の遅参、早退、年次休暇及び特別休暇(勤務時間条例第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。)を承認すること。  
 (2) 市費学校職員の時間外勤務命令をすること。  
 (3) 市費学校職員の勤務時間条例第8条の2第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による深夜勤務の制限を承認すること。  
 (4) 市費学校職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による時間外勤務の制限を承認すること。  
 (5) 市費学校職員について、旅行命令(研修に関する旅行命令を除く。)をすること。  
 (6) 市費学校職員の勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。  
 (7) 学校職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により県費負担教職員(学校長を除く。)の職務に専念する義務を免除すること(その免除の事由が教育委員会が別に定めた場合によるものに限る。)

【 削除 】

4 中学校給食共同調理場所長 中学校給食の計画を決定すること。

5 平方幼稚園長 上尾市立平方幼稚園の入園を許可すること。

6 学校長  
 (1) 所属職員のうち県費負担教職員を除いたもの(以下この項において「市費学校職員」という。)の遅参、早退、年次休暇及び特別休暇(勤務時間条例第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。)を承認すること。  
 (2) 市費学校職員の時間外勤務命令をすること。  
 (3) 市費学校職員の勤務時間条例第8条の2第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による深夜勤務の制限を承認すること。  
 (4) 市費学校職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による時間外勤務の制限を承認すること。  
 (5) 市費学校職員について、旅行命令(研修に関する旅行命令を除く。)をすること。  
 (6) 市費学校職員の勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。  
 (7) 学校職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により県費負担教職員(学校長を除く。)の職務に専念する義務を免除すること(その免除の事由が教育委員会が別に定めた場合によるものに限る。)

## 議案第20号資料

### ◇上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則（平成13年上尾市教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(必要に応じて置く職及びその職務)</p> <p>第4条 第2条の表の左欄に掲げる機関に、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「リーダー」とは、当該機関の長が、当該機関に属する主幹以下の職にある職員のうちから、これらの職員の行う事務を統括する者として別に定めるところにより指名した者をいう。</p> <p>2 この表において「サブリーダー」とは、当該機関の長が、当該機関に属する副主幹以下の職にある職員のうちから、リーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者をいう。</p>	<p>(必要に応じて置く職及びその職務)</p> <p>第4条 第2条の表の左欄に掲げる機関に、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「リーダー」とは、当該機関の長 <u>(公民館長を除く。備考2において同じ。)</u> が、当該機関に属する主幹以下の職にある職員のうちから、これらの職員の行う事務を統括する者として別に定めるところにより指名した者をいう。</p> <p>2 この表において「サブリーダー」とは、当該機関の長が、当該機関に属する副主幹以下の職にある職員のうちから、リーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者をいう。</p>